

奈良県建設工事紛争審査会委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十七号

奈良県建設工事紛争審査会委員定数規則

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二第一項に規定する奈良県建設工事紛争審査会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。